カンボジアにおける日カンボジア友好７０周年記念ロゴマーク使用手続き要領

２０２２年１２月

２０２３年は、日カンボジア外交関係樹立７０周年に当たります。より多くの人に７０周年への関心を高めてもらうこと、７０周年事業に参加していることの一体感を感じてもらうことを目的に、ロゴマークを作成しました。カンボジアにおいてロゴマークの使用を希望する方は、本要領に従って手続をしてください。

なお、日カンボジア友好７０周年記念事業の名義使用を希望される場合には、記念事業の申請が必要です（こちらに認定された場合、ロゴの使用も可能となります）。

１　ロゴマークのデザイン

（１）ロゴマークのデザインは別紙のとおりとする。

（２）ロゴマークは、在カンボジア日本国大使館（以下、「大使館」）が使用を認めた申請者に対し、電子データで提供する。

２　許可基準

大使館は、使用許可申請に基づき、日カンボジア外交関係樹立７０周年の趣旨に則り、以下の観点からロゴマークの使用可否を判断する。

（１）文化、学術、芸術、スポーツ、教育、観光、経済、科学等の分野において、日カンボジア間の相互理解を深め、友好を促進すると判断される印刷物・電子媒体への掲載であること。

（２）多くの人に７０周年への関心を高めてもらうこと、７０周年事業に参加していることの一体感を感じてもらうことというロゴマーク作成の目的に合致すると判断される印刷物・電子媒体への掲載であること。

（３）原則として、２０２３年にカンボジアで使用される印刷物・電子媒体への掲載であること。２０２２年末や２０２４年初めに使用される印刷物・電子媒体への掲載についても使用目的や掲載物の内容等を踏まえ 適当と判断される場合には審査対象とする。

（４）次の各項目に該当しないこと。

ア　営利目的の印刷物・電子媒体への掲載。

イ　公序良俗に反する印刷物・電子媒体への掲載。

ウ　日本又はカンボジアの法令に違反する又は違反するおそれのある印刷物・電子媒体への掲載。

エ　日本とカンボジアの友好関係の促進という周年事業の目的に合致しない印刷物・電子媒体への掲載。

オ　特定の主義、政治的な主張又は宗教の普及を目的とする印刷物・電子媒体への掲載。

カ　その他、大使館が適当でないと判断する印刷物・電子媒体への掲載。

3　申請の要領等

（１）使用対象者は、政府、地方自治体、民間企業、文化団体、研究所、大学、NGO 等（政府関係の団体に限らず、様々な実施主体）を対象とする。

（２）「日カンボジア友好７０周年記念事業認定」に申請し、認定を受けた場合には、認定事業の広報媒体にロゴマークを使用することが可能となりますので、重ねて本記念ロゴマークへの申請は不要です。

（３）ロゴマークの使用を希望する場合は、原則として使用開始１か月前必着で、次の申請書類を在カンボジア日本大使館にメールで送付してください。

［申請書類］

ア 申請フォーム：別添

イ 申請者の概要が分かる資料

（ア）役員名簿

（イ）定款又はそれに準ずる書類（規約、会則、寄付行為等）

（ウ）団体等の沿革、事業実績、活動内容等

（エ）使用者と申請者が異なる場合、両者の関係を示す書類（契約書 等）

※　特に役員や定款等を有していない場合は、（ウ）の資料にその旨ご記載ください。

※　官庁、外交団、領事機関、国際機関、地方公共団体、外務省所管の独立行政法人については、イ（ア）、（イ）、（ウ）いずれの提出も省略可能。

（４）審査結果の通知は、申請から、約１か月後にメールで通知します。

4　留意事項

（１）申請時における留意事項

ア　提出された申請書類は返却されません。

イ　申請時に提出された資料では不十分である場合、照会や追加資料の提供をお願いする可能性があります。

ウ　ロゴマーク使用の１か月前を過ぎてからの申請の場合や、申請書類に著しい不備がある場合、審査をお断りすることがあります。

エ　審査の経緯等についてのお問合せにはお答えできません。

（２）準備・使用時における留意事項

ア　使用許可された場合でも、経費も含めた使用に関する全ての責任は使用者にあります。大使館が何らかの責任を負うことはありません。

イ　使用者は、ロゴマークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合や第三者に損害を

与えた場合、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければなりません。また、大使館は一切の責任を負いません。

ウ　申請当時の内容から変更になる場合には、速やかに報告してください。

エ　次の（ア）～（ウ）に該当する場合には認定を取り消す可能性があります。

（ア）使用方法が申請当時の内容から変更になったにもかかわらず、速やかに報告がなされない場合。

（イ）申請書類に含まれない使用内容の詳細が後に判明し、又は使用内容が申請当時の内容から変更され、２　許可基準（４）のいずれかに該当することになる場合。

（ウ）ロゴマークの縦横比や色、デザインを変更する場合。また、ロゴマークを許可された使用方法以外で使用する場合。

オ　ロゴマークに関する著作権は、外務省が所有します。

カ　使用者は、原則としてロゴマーク使用の認定を受けた印刷物・掲載場所に対してのみ、ロゴマークを使用することができます。

キ　使用者は、ロゴマークのデザイン(縦・横の比率)を変更することはできません。ただし、ロゴマークの色については、カラー、白黒のいずれでも使用することができます。

ク　ロゴマークを使用する当該印刷物・電子媒体は、公序良俗に則り、日本又はカンボジア王国の法令を遵守したものでなければいけません。

ケ　必要に応じ、使用者に対してロゴマークの使用状況(配布部数・掲載方法・使用期間等)　について、報告を求めることがあります。

５　お問い合わせ先

在カンボジア日本国大使館　広報文化班

（住所）No.194, Moha Vithei Preah Norodom, Sangkat Tonle Bassac, Khan Chamkar Mon,Phnom Penh, Cambodia

（電話番号）+855(0)23-217-161

（Email）info.jpn@pp.mofa.go.jp

別紙

70th Anniversary
of Diplomatic Relations between
CAMBODIA - JAPAN